

富士川町「空き家バンク」への申請手順

《空き家情報の提供を希望する方(空き家を借りたい・買いたい)》

1 空き家情報の公開と利用希望者募集

- ◆ 空き家バンクへ登録された物件については、町のホームページ、広報、窓口等で情報の公開、提供を行っております。
- ◆ 空き家バンクの登録物件として、以下の内容を公開します。
 - (1) 登録番号 (2) 売却又は賃貸の別 (3) 所在地(字まで)
 - (4) 物件の概要 (5) 希望売却価格または賃料
 - (6) 利用状況 (7) 設備状況 (8) 主要施設等までの距離
 - (9) 位置図 (10) 物件説明書(配置図・間取り図) (11) 写真
- ◆ 空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)により利用登録をしていただきますと、登録物件の内覧が可能となります。
*事前に日程調整を行います。



2 物件交渉の申込み

- ◆ 希望する物件の交渉を希望する方は、申込みが必要です。
- ◆ 申込みに必要な書類
 - (1) 空き家バンク交渉申込書(様式第12号)
 - (2) 誓約書(様式第13号)



3 物件の交渉

- ◆ (公社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)が媒介を行います。
交渉希望の申込みがあった場合、物件提供者へ町から連絡し、宅建協会の媒介により交渉を行います。
※法律で定められた仲介手数料がかかります。
※町は、売買や賃貸借の仲介は行いません。

問い合わせ先】

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134 番地
富士川町役場 政策秘書課 企画推進担当
Tel 0556-22-7216 FAX 0556-22-3177
e-mail:seisaku@town.fujikawa.lg.jp